



STUDENTS TRUST INTERNATIONAL OFFERING MEMORANDUM

スチューデント・トラスト・インターナショナル
(STI)

趣意書

STI 学資積立プラン

オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション・リミテッド(基金: "the Foundation")

(英領バージン諸島にて登録されている国際事業法人)

本書は、Students Trust International Plans 発行の Offering Memorandum を原文として、菊池ファイナンシャルグループが提供する和訳版です。原文と和訳版の解釈に違いが生じた場合には原文の解釈が優先されることをご了承ください。

STI 学資積立プラン(STI プランまたはスチューデント・トラスト・インターナショナル・プラン: "STI Plan")は、世界中のご両親及びその他の個人がその子供たちのために大学等高等教育機関の費用の準備をお手伝いする学資積立プランです。子供たちは世界中どこの大学等高等教育機関に進学してもこのプログラムの学資金支給の対象となります。プログラムは米ドル建てプランとカナダドル建てプランからなり、参加者は希望する通貨を選択することができます。また、両通貨での加入も可能です。

親、祖父母またはその他関心のある方が、契約者として契約書(契約書: "Agreement")を交わし STI プランのユニット(ユニット: "Units")を購入します。ユニットを購入するためには、契約者は積立スケジュールに従って信託管理人(信託管理人: "Trustee")に積立金(積立金: "Deposit")を支払います。信託管理人が1ユニットにつき\$200 を加入費(加入費: "Enrolment Fee")として積立金から差し引き基金に支払うことに、契約者は同意しなければなりません。基金は契約者ごとに口座(口座: "Account")を設け、口座ごとに積立金と累積運用益の記録を取ります。

子供(学資金受取人: "Beneficiary")がユニットから利益(学資金: "Education Payments")を得るためには、高校卒業者を対象とした高等教育機関への進学資格を有するまで(これは通常学資金受取人が 18 歳時です)積立金を口座に預け入れて置くことに、契約者は同意する必要があります。契約者の積立金は他の契約者の積立金とともに、契約書に説明されている条件に従って、基金により共同管理・運用されます。運用によって得られた累積運用益(累積運用益: "Accumulated Growth")の総額が、全契約者の口座にある金額の割合に応じて契約者の口座に分配されます。

学資金受取人が中等学校を修了(日本の高等学校終了時)し、これは通常、学資金受取人が 18 歳時ですが、プランは満期(満期: "Maturity")を迎え、口座に蓄積された運用益は、同じ年(受給開始年度: "Commencement Year")に生まれた学資金受取人ごとに共同管理され、学資金受給資格のある子供に支給されます。積立運用金(積立金から加入費を差し引いた額)は、第1回目の学資金受給時に契約者に返金されます。学資金受取人は最高4回まで学資金を受け取ることができます。加入費の1/4が毎回学資金に上乗せされるため、学資金受取人が学資金を4回すべて受け取ることができれば全ての加入費が返金されることになります。

学資金受取人の受け取る学資金額を予見することはできません。学資金額は累積運用益、口座を保有している契約者数、同じ年に進学をする子供の数などに影響されるからです。契約者は、その学資金受取人が全ての学資金を受け取ることができるのであれば、個人で投資をするよりもより高い運用益を期待できるでしょう。しかしながら、学資金受取人が学資金を受け取る資格を有しない場合、契約者はその運用益を受け取ることができません。

STI プランはバミューダ金融管理庁規制(合同運用スキーム分類)1998 の下、バミューダ標準スキームとしてバミューダ金融管理庁より認可を受けました。バミューダ金融管理庁の認可は、プランの実績または信用度について金融管理庁が保証するものではありません。さらにこのような認可を与えたことにより金融管理庁がプランの運用実績または不履行、あるいは、表明されたいかなる意見や記述の正確さに対しても法的な責任を負うものではありません。

お申込みをご検討されている皆様にはプラン加入前にこの趣意書の詳細をご一読ください。法律的処置、税法は契約者自国の規定に基づきますので、必要な方は専門家のアドバイスを受けられることをお勧め致します。アメリカ合衆国に市民権をお持ちの方は STI プランに参加することはできない可能性があります。



目次

目次.....	3
STI 学資積立プラン.....	4
オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション・リミテッド.....	5
HSBC インターナショナル信託会社.....	5
加入.....	6
1ユニット(1口)当たりの積立スケジュール.....	6
積立金の運用と累積運用益.....	8
契約者/学資金受取人の死亡.....	9
学資金受取人の変更.....	9
積立運用金の返戻と収益の移動.....	10
手数料.....	11
加入費返戻特約(GRF プログラム).....	12
学資金の受給資格.....	13
受給開始年度の変更(繰上げと延期).....	13
学資金の算出方法.....	14
エンハンスメント口座.....	15
STI委員会.....	15
契約者によるプラン解約.....	16
年次レポートと年次口座計算書.....	16
契約の変更.....	17
委譲.....	17
免責事項.....	17
関係者リスト.....	19



STI 学資積立プラン

このプランは、大学等高等教育機関へ進学する子供の学資金確保を目的とする両親またその他の個人のために、そのお手伝いをする信託契約による積立プランです。契約者と呼ばれる個々の参加者は、総ユニットから発生した運用益が共同管理され、その分配金を子供達が受け取るという信託の下、望むユニット数を購入するものです。



契約者は、通常学資金受取人 18 歳時の高等教育機関進学時にプランへの加入費を差し引いた積立金を受け取ることができます。

子供が累積運用益の分配金を受け取ることができるのは、高校卒業者を対象とした高等教育機関に進学すると認められたときです。その後の分配金は高等教育機関の 2 年、3 年、4 年と進学する時に支給されます。この分配金に加え、契約者が支払った加入費が学資金に上乗せされます、加入費は高等教育として認められた4年にわたり均等に4分割されて支払われます。さらに、プランの運営をしているオショネシー・エジュケーション・ファンデーションは、学資金に上乗せする寄付金を収入から毎年寄贈することを義務付けられています。

9 ページ 学資金受取人の変更 または 17 ページ 委譲 に記されている事項を除き、STI プランのユニットは譲渡することはできません。

このプランは現在2つの通貨—アメリカドルとカナダドル—が利用できます。契約者はいずれかの通貨、または両通貨にて子供をプランに加入させることができます。いったん通貨を選択した後 60 日の通貨変更猶予期間がありますが、それ以降プランの通貨は固定されます。

プランは、全ての累積運用益が非課税にてプランに移動し、また全ての学資金支給が学資金受取人の元に非課税で、またいかなる法域への税金報告も無く届けられるということを確認するような仕組みとなっています。非課税のもと資金を成長・分配させることは、グラフに示されているように非常に重要なことです。グラフは投資額 \$ 1000 を利回り 11% で、40% の税率を課せられた場合と非課税で成長させた累積利回りを表したものです。

11% 利回り非課税で成長した場合と同じ結果を 40% 課税で得るためには何と 18% 以上の運用結果が必要となります。そのような理由で、この学資積立プランは非常に堅実な運用をしながら、非常に優れた手取額を可能にするのです。

このプランは英領バージン諸島の法律に従うものであり、この法域では、信託法の適用による堅固な法的体制が整っているばかりではなく、高いレベルで秘密の厳守・資産保全を契約者に提供できます。



このプランは、カナダとアメリカ合衆国にてその在住者に子供の学資金確保を奨励するために提供されている税優遇プランをモデルとして考案されました。現在カナダ政府登録の学資積立プラン (“RESP”) では延べ 150 万人以上にもおよぶカナダの子供たちのために 100 億カナダドル以上の資産が集められてきました。カナダでは教育資金確保の第 1 の運用手段となっています。米国の 529K プランは数年前に強化され柔軟性を増し、今では米国で運用手段



の一つになっています。これらのプログラムはこの2国の在住者にのみ加入が許されています。

カナダ在住者の方には、比較的規模の大きいRESPプランのウェブサイト www.cst.org、または www.resp-usc.com をご覧いただくことをお勧めいたします。米国在住者の方は www.savingsforcollede.com または www.theeducationplan.com をご覧ください。

オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション・リミテッド

プランの発起人および管理者は、オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション・リミテッド(基金: "the Foundation")であり、英領バージン諸島で登録されている国際事業法人です。基金により管理されているプランは 1989 年より世界中に配布され、総額 9 千万ドル以上の資産となっています。

現在バミューダ金融管理庁によるバミューダでのプラン登録に加え、基金はシンガポール金融管理庁(MAS)によるシンガポールでのプラン認可申請をしています。

基金は英領バージン諸島トルトラ、カナダ・トロント、パナマ共和国パナマシティにオフィスを構えています。19 ページの関係者リストに各オフィスの住所、連絡先および役員が掲載されています。

信託契約の規約として、発起人と管理人には STI プランの配布と管理の義務があり、加入費と手数料をサービス料としてプランから受け取ることとなります。これら諸経費については 11 ページに手数料が述べられています。

基金と STI プランを支えているのは、代表であるトム・オシヨネシーです。オシヨネシー氏は 1986 年から 2002 年までの 16 年間カナダの RESP 分野で仕事をし、その後半ではカナダ・スカラーシップ・トラスト・ファンデーション(CSTF)の副理事長兼最高財務責任者として、また、カナダ RESP 取扱業協会の理事長として活躍しました。CST では、カナダで最大の学資積立プランであるカナディアン・スカラーシップ・トラスト・プラン(CST プラン)の会計部門、投資部門、総務部門を任されていました。

オシヨネシー氏は、現在、カナダ証券協会からパートナー・取締役・幹部に指名されており、また公認会計士としてカナダ協会に登録、カナダのウェスタン・オンタリオ大学から経済学の学位を得ています。オシヨネシー氏は 1998 年カナダ学資プラン助成金を支給するよう政府に働きかける等、カナダ及びバミューダ諸島の学資積立プランでは常に先駆者として多くの功績を残してきています。

HSBC インターナショナル信託会社

英領バージン諸島(BVI)の法律の下にある米ドル建て STI プランとカナダドル建て STI プランの信託管理人は、HSBC インターナショナル信託会社(BVI)であり、英領バージン諸島の金融サービス協会(www.bvifsc.vg 参照)に信託会社として登録をしています。HSBC インターナショナル信託会社(BVI)は HSBC ファイナンシャルグループの傘下であり、同グループは世界最大規模の金融機関であり、世界中の法人及び個人の顧客に信託業務のエキスパートとしてサービスを提供しています。HSBC グループは世界 76 カ国に 9,500 以上ものオフィスを構えています。

信託管理人は英領バミューダ諸島のバミューダ銀行にてカナダドルおよびUSドルの信託銀行口座を開設し、必要に応じて契約者からの積立金の受け取り、契約者への積立運用金の返金、学資金受取人への学資金送金、投資ディーラーと基金



への送金業務を行っています。また信託管理人はプランの投資証券の保管機関でもあり、プランの運用業務を実行するために英領バミューダ諸島の HSBC プライベート銀行、カナダ・トロントの BMO ネズビット・バーンズとスコシア・マクラウド証券に投資ディーラー口座を開設しています。

プランの信託を構成する信託契約書、年次レポート、監査済み財務諸表の各文書の写しは、バミューダの担当官事務所にて通常営業時間内に信託管理人より閲覧または入手が可能です。担当官事務所の住所は、Compass Point, 9 Bermudiana Road, Hamilton, Bermuda HM11 です。

加入

契約者になるためには、ユニットまたはユニット端数を購入すべく基金と信託管理人との契約を結ぶ申込書を提出し、下記の 1 ユニット(1 口)当たりの積立スケジュール に基づく積立に同意する必要があります。契約者は各契約につき 13 才未満の子供一人を学資金受取人として指名します。

基金への申込み手続きには次の書類を署名済みの申込書とともに提出する必要があります。

- 子供が生まれた法域で法的に有効な学資金受取人の出生証明書または登録証の写し
- 契約者の身分証明書(パスポート、写真付身分証明書)の写し
- HSBC インターナショナル信託会社への送金を確認する送金元銀行による送金確認票の写し
- 積立金が \$ 50,000 以上の場合、契約者の紹介状および名刺

契約者は各積立方法に決められた最低ユニット数を購入することに同意しなければなりません(最新の最低ユニット数をプラン販売代理人に確認してください)。積立金額と学資金額は、契約者の購入したユニット数により異なります。

1 ユニット(1 口)当たりの積立スケジュール

積立スケジュールは、それぞれの積立金額と積立頻度の組合せにおいて、1 ユニット当たり満期までにおよそ同額の累積運用益を生むように設定されています。結果として、学資金受取人の年齢が上がるほど、1 ユニット当たりの積立額は著しく上昇します。



加入年齢	一括払い	年払い		5年払い		5年月払い	
	積立金	積立金/年	積立回数	積立金/年	積立回数	積立金/月	積立回数
1才未満	\$ 875	\$ 105	(18)	\$ 200	(5)	\$ 17.50	(60)
1才	\$ 945	\$ 120	(17)	\$ 222	(5)	\$ 19.50	(60)
2才	\$ 1,022	\$ 140	(16)	\$ 245	(5)	\$ 21.50	(60)
3才	\$ 1,107	\$ 160	(15)	\$ 270	(5)	\$ 23.65	(60)
4才	\$ 1,200	\$ 195	(14)	\$ 298	(5)	\$ 26.10	(60)
5才	\$ 1,305	\$ 230	(13)	\$ 335	(5)	\$ 29.15	(60)
6才	\$ 1,430	\$ 280	(12)	\$ 385	(5)	\$ 33.70	(60)
7才	\$ 1,585	\$ 350	(11)	\$ 440	(5)	\$ 38.50	(60)
8才	\$ 1,780	\$ 440	(10)	\$ 550	(5)	\$ 48.15	(60)
9才	\$ 2,040	\$ 560	(9)	\$ 670	(5)	\$ 58.65	(60)
10才	\$ 2,350	\$ 740	(8)	\$ 840	(5)	\$ 73.50	(60)
11才	\$ 2,775	\$ 1,010	(7)	\$ 1,085	(5)	\$ 94.95	(60)
12才	\$ 3,400	\$ 1,425	(6)	\$ 1,475	(5)	\$ 129.10	(60)

契約者はいつでもその学資金受取人の現在の年齢に沿った積立スケジュールの金額に従ってユニットを追加購入することができます。ユニット追加購入は12歳を上限とします。

学資金受取人の誕生日から90日以内申し込みの場合には、現在の年齢より1歳若い加入年齢にて申し込みが可能です。契約者が1ユニットにつき支払う積立額は低くなりますが、契約者は申込書にイニシャルを記すことでプラン満期日が10ページ積立運用金の返戻と収益の移動に記載されている期日より1年遅くなることを了承しなければなりません。

契約者は、信託管理人が積立金の中から1ユニットにつき\$200を差し引き、基金にその加入費全額が支払われることに同意します。この加入費はプランの配布と管理に掛かる経費、登録及び弁護士料、資料の印刷、コンピューターシステムの開発、その他基金の運営費として使用されます。

加入費の一部は毎年プランに戻され、加入費返戻準備累積金として運用されます。各学資金受取人は、この準備金から契約者により支払われた加入費の1/4相当額を受給資格のある4度の学資金受給時に受け取ることができます。

年払いと月払い(訳注:月払いは海外送金手数料が高額となる日本などの地域では取り扱っていません)の積立方法では、契約応当日までに積立を必要とします。決められた期日までに積立金を送ることができない場合には、16ページの契約者によるプラン解約に記載されているように、契約者が解約の通知を行なったと見なされることがあります。あるいは、契約者が積立期日から30日以上後の積立をする場合、遅延料として基金の定める額が課金されます。

契約者は、必要となる積立額の変更と基金の定める累積運用益調整に従うことで、いつでも積立頻度を変更することができます。



積立金の運用と累積運用益

契約者が HSBC インターナショナル信託会社へ積立金を送金し、積立金より加入費が差し引かれた後、積立運用金として契約者の口座に積み立てられていきます。

積立運用金と累積運用益は信託契約に基づき契約者の口座に維持され、信託管理人と基金が同意した運用ガイドラインに従い、次のような投資先で運用されます。



- 米国政府またはカナダ政府により発行または保証されている国債、クーポン債またはその他の証券
- 米国各州またはカナダ各州により発行または保証されている国債、クーポン債またはその他の証券
- 米国またはカナダ短期国債
- 国内住宅法(カナダ)で保証されている住宅ローン
- 投資信託、株価指数連結ファンド、または非常に良く管理された投資口座(主に上記で述べたカナダの証券に投資、または株価指数レプリケーションに基づき為替の変動に対抗するヘッジ投資)

述べたカナダの証券に投資、または株価指数レプリケーションに基づき為替の変動に対抗するヘッジ投資)

契約者の解約または満期による積立運用金の返戻にいつでも応じられるよう、基金と信託管理人は政府または政府保証の証券に十分な流動資金を保有します。

信託の投資戦略は、契約者の積立運用金を目減りさせることなく、投資の範疇で累積運用益を最大にすることです。その戦略は、変動が激しい、リスクが高い、または非常に高利回りが期待できるというものではありません。契約者が自分で同じように比較的安全な投資をする場合に比べ、はるかに多くの運用益を得ることが可能だと認識してもらうことを目的としています。また、基金はこの運用はすべての課税に対し有利で、米国の源泉課税義務あるいはカナダ所得税法においても対象外であることを確実にしなければなりません。

現在基金が信託の下に取引をしている証券保管機関および投資アドバイザーは次の通りです。

Bank of Bermuda 
Member HSBC Group

バミューダ銀行

ドゥワイン オーターブリッジ CFA dwayne.l.outerbridge@bobo.hsbc.com

証券保管機関および投資アドバイザーは次の補助的なディーラー/証券保管機関を利用しています。

 **ScotiaMcLeod**

スコシア・マクラウド証券

ロバート ブルノ FMA robert.bruno@scotiamcleod.com



すべての投資口座は STI プランの契約者と学資金受取人の利益のため信託管理人の名前で開設されています。

毎年の運用益は、政府発行債、クーポン債、及びその他証券の償却割増額と割引を調整後（普通株ベースの投資に関しては時価会計）の発生主義で算出されています。

過去におけるプラン設立時からの監査済みの運用益は次の通りです。

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
カナダドル建てプラン	6.29%	6.19%	8.32%	7.25%
US ドル建てプラン	-	7.08%	6.76%	7.07%

この運用益はすべての管理費用を差し引いたもので、基金からの年次寄付金が含まれています。この運用益は 14 ページの学資金の算出方法に記載されている学資金総額の一部です。

契約者/学資金受取人の死亡

契約者が死亡した場合でも、契約上積立金は必要となります。万一契約に基づいた積立が行われない場合、16 ページ契約者によるプラン解約に記載されているように基金は積立金の欠落を解約の通知と見なすことがあります。契約は他の個人または契約者の遺産により継続できます。万一に備え、積立の完了していない契約に関して遺書で継続の意思を示すことは賢明な処置と考えられます。

もし学資金受取人が満期前に死亡した場合、9 ページ学資金受取人の変更に記載されているように、契約者によりプランは他の学資金受取人に譲渡することができます。もし他に学資金受取人がいない場合、契約者は基金への通知を死亡証明書とともに提出すれば、すでに積み立てた積立運用金および加入費を受け取ることができます。

学資金受取人の変更

学資金受取人が死亡した場合や学資金受取人が学資金受給資格を得ることができない場合、契約者は学資金受取人を変更することができます。契約満期前であれば、新しい学資金受取人は 18 歳未満の子供であれば誰でも構いません。契約満期後の場合、親族でなければなりません。親族とは契約者と血縁関係のあることを意味し、次に当てはまるものです。

- 兄弟、姉妹、孫あるいは個人の子孫
- 個人あるいは個人の子孫による養子縁組を受けた人（戸籍上または実質上）



契約満期前の学資金受取人の変更は、新しい学資金受取人の変更時における年齢が 18 才未満であることが条件です。新しい学資金受取人が加入時に指名された学資金受取人より年齢が若い場合には、契約の変更は必要ありません。同じ年に生まれた子供の契約から発生した収益と共同管理されるように、学資金受取を開始する年が変更されます。

学資金受取人の変更は満期後、どちらかの期日まで可能です。

- 学資金受取開始年度の 8 月 31 日 または
- 契約時の子供が 21 才になり、まだ一度も学資金を受け取っていない

これらの場合、新しい学資金受取人は契約時の学資金受取人と同じ年齢、または年下でなければなりません。新しい学資金受取人の年齢が若い場合、累積運用益が同じ年に生まれた子供と共同管理されるよう、学資金受取を開始する年が変更されます。

積立運用金の返戻と収益の移動



各契約では加入時の子供の年齢を基準に満期日が決まります。1 才未満の子供の満期は契約日の 18 年と 1 ヶ月後です。また 1 才の子供の場合は 17 年と 1 ヶ月後というように続きます。

契約者口座に割り当てられた累積運用益は、満期後自動的に学資金支払口座に移され、同じ年齢の子供の累積運用益が蓄積されます。

満期後、子供が学資金受取資格を得た時、契約者は積立運用金すべてを受け取るか、または積立運用金をそのまま運用するよう信託管理人に指示するか、どちらかを選択できます。

満期後の積立運用金から発生した収益（ボーナス利子）は、契約者の指示に従い学資金受取人の学資金に上乗せされるか、またはプランの学資金受取人全てが恩恵を受けられるようにエンハンスメント口座に寄付することもできます。

学資金支払口座に移された後、学資金としてただちに支給される必要のない金額は、契約書の投資ガイドラインに従って運用され、その収益はエンハンスメント口座に蓄積されます。

各契約者、各ユニットから生まれる累積運用益がほぼ同じになるように積立スケジュールは設定されているので、学資金受取人が学資金の受取資格を得た場合は常に、満期まで各契約者の口座に累積された運用益よりも多く受け取ることができると言えます。

信託管理人が契約者のために積立運用金とボーナス利子を、また、学資金受取人のために学資金を保管する期間は限られています。各口座に終了措置があることは信託の概念上必要なことなので、この期限が定められました。信託管理人が契約者のために積立運用金とボーナス利子を保管できるのは、契約日より 25 年後の 60 日前までです。

契約者または学資金受取人の住所が不明な場合でも、信託管理人と基金は契約書の規定に従い契約者の口座にて全ての金額を運用していきます。満期前では累積運用益は契約者の口座へクレジットされます。満期後では累積運用益はエンハンスメント口座へ移され、その目的のために使用されます。

受給資格発生 3 年以内、または学資金受取人が 28 才になる前までに申請がない場合には、契約者と学資金受取人の積



立運用金と学資金は申請無しとして扱われ、基金に移されます。エンハンスメント口座への寄付金、または必要であれば加入費返戻の資金など基金の目的に沿った利用をされます。

手数料

契約者は加入費の支払いに同意しなければなりません。加入費は、現時点で1ユニットにつき 200 ドルです。この費用はプランの配布にかかる費用、すなわち法域における登録手続き、開発、趣意書など文書の印刷、銀行手数料、プランを代表する各国の代理人への報酬などに使用されます。



契約者がプランからの解約の通知を出すか、ユニットをキャンセルしない限り、学資金受取人が学資金を受け取る際、学資金受取人に加入費相当額の 1/4 づつが返金されます。

加入費は信託管理人により積立金から差し引かれ、基金に送られます。現時点で契約有効期間中に発生しえる積立金から差し引かれる手数料はこの加入費のみです。

16 ページ契約者によるプラン解約、及び 9 ページの契約者/学資金受取人の死亡の場合、または 12 ページの加入費返戻特約(GRF プログラム)を付加した場合には、契約者は加入費の払い戻しができます。

運用益からの累積金は、月毎にすべての契約者に割り振られます。割り振りまでに次の2つの費用が差し引かれます。

① 年間の信託管理費、及びその実費、諸経費、基金と信託管理人の間で都度承認された立替払金と投資相談料。現在の信託管理費は US ドル建てプラン、カナダドル建てプランとも次の通りです。

- プラン総資産 7,500 万ドル未満の場合、総資産の 0.15%
- プラン総資産 7,500 万ドルを超える場合、総資産の 0.10%

この費用は、前年度最終日の信託総資産額を基準に、最低額を信託契約につき US7,000 ドルとして信託応当日に毎年前納されます。

② 契約者口座の総額の1%が年間の管理費として、毎月、毎月末残高の1%の1/12が差し引かれます。この管理費は基金に支払われ、コンピューター記録の維持管理費、学資金支払い手続き費用、年次口座計算書とその他報告書の作成と発送に関する経費など、継続的な管理費として使われます。

基金は設立以来、上記で述べた手数料の余剰分をプランへ寄付しています。プラン設立以来の寄付金の額は次の通りです。

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
カナダドル建てプラン	\$ 30,000	\$ 50,000	\$ 80,000	\$ 122,500
US ドル建てプラン	-	\$ 6,000	\$ 15,000	\$ 22,500

これらの寄付金は基金の目的にしたがって、学資金受取人の累積運用益共同管理枠、加入費返戻金準備そしてエンハン



メント口座へと割り振られます。

加入費返戻特約(GRF プログラム)



契約者は積立運用金を受け取る資格が常にあり、学資金受取人は支給される 4 回の学資金とともに加入費の 1/4 ずつを受け取ることができます。

学資金受取人に学資金受給資格が生じない場合でも加入費を含む積立金総額の返戻を希望する契約者に、基金は加入費返戻特約(GRF プログラム)を提供します。

契約者は、STIプランの申込書提出時、またはその 60 日以内に、このオプション特約を結ぶことができます。特約希望の場合には、次の表に基づき必要な加入費返戻特約料を支払うことに同意しなければなりません。

契約者は、契約した STI プランのユニット数に合致した、また学資金受取人の年齢に応じて定められている加入費返戻特約料を支払わなければなりません。

加入年齢	一括払い	年払い(積立回数)	5年払い(積立回数)	5年月払い(積立回数)
1才未満	\$150	\$17 (18)	\$39 (5)	\$3.50 (60)
1才	\$150	\$19 (17)	\$39 (5)	\$3.50 (60)
2才	\$150	\$22 (16)	\$39 (5)	\$3.50 (60)
3才	\$200	\$26 (15)	\$51 (5)	\$4.50 (60)
4才	\$200	\$31 (14)	\$51 (5)	\$4.50 (60)
5才	\$200	\$36 (13)	\$51 (5)	\$4.50 (60)
6才	\$300	\$43 (12)	\$75 (5)	\$6.75 (60)
7才	\$300	\$53 (11)	\$75 (5)	\$6.75 (60)
8才	\$300	\$66 (10)	\$75 (5)	\$6.75 (60)
9才	\$550	\$85 (9)	\$170 (5)	\$15.25 (60)
10才	\$550	\$110 (8)	\$170 (5)	\$15.25 (60)
11才	\$550	\$145 (7)	\$170 (5)	\$15.25 (60)
12才	\$550	\$195 (6)	\$170 (5)	\$15.25 (60)

加入費返戻特約を契約したプラン契約者は、次の条件を全て満たした場合、積立運用金、加入費、そして加入費返戻特約料を受け取る権利があります。

- STIプランが満期を迎えている
- 相当する STIプランのユニットがその時点でなお有効である
- 契約者はこれまでに積立運用金返戻金を受け取っていない
- 学資金受取人はプランから学資金を一度も受け取っていない



- STI プラン契約者は学資金受取人が今後学資金受け取りの権利を放棄すると基金に書面で連絡をしている

あるいは、学資金受取人が学資金の受給資格を得たことを証明する正式書類を基金が受理した時、加入費返戻特約契約者は積立運用金と加入費返戻特約料を受け取ることができます。

加入費返戻特約の解約は、STI プランの解約と合わせてのみ可能です。満期前のプラン解約に関して加入費返戻特約契約者は、16 ページの契約者によるプラン解約に説明されている通り、積立運用金の返戻に加え基金により算出される加入費返戻特約料の一部を受け取る資格を有しています。

学資金の受給資格

プランの目的は、学資金受取人が、世界中どこでも構いませんが、大学、短大等の高校卒業以降の教育機関に進学する際の学資金準備にあります。学資金の受給資格を得るには、進学する先が対象教育機関であることが必要です。契約者または学資金受取人は進学を予定している教育機関が学資金支給対象となるか基金に問い合わせてください。



上記に加え、学資金受取人が学習する予定のコースも対象であることが必要となります。学資金支給対象は最低連続 13 週間以上のプログラムであり、学生はそのプログラムで最低週 10 時間のクラスを取らなければなりません。

通常、学資金受取人が高等学校教育を終えるのは 18 才または 19 才で、大学・短大等に進学するのはその後です。そのため、基金は受給開始年度を高校以降の教育機関に進学する初年度と決めています。

各学資金受取人は 4 回の学資金を受給することができ、通常、受給開始年からの 4 年間に学資金が支払われます。

必ずしも、全ての学資金受取人が高校卒業後すぐに進学し 4 年間大学に通うとは限りません。この場合、学資金受取人は進学に合わせ、受給開始年を早めることも遅らせることもできます。

受給開始年度の変更(繰上げと延期)

学資金受取人が契約時の受給開始年度より早く高等教育機関に進学する場合、契約者は受給開始の年を学資金受取人の進学に合わせて繰り上げることができます。進学時が満期前の場合には契約者は次の選択が出来ます。

- 積立運用金から調整額が差し引かれ、累積運用益枠に移されます。契約者の口座から移された後の累積運用益が、新しく設定された受給開始年度と同じ他の学資金受取人が受け取る累積運用益と同じになるように、基金がこの調整額を算出し差し引かれます。
- 積立運用金をそのまま契約時の満期まで口座に残し、累積運用益をエンハンスメント口座に寄付することに同意します。この場合、積立運用金から差し引かれる調整額はありませぬ。

学資金受取人は高校卒業後の進学を遅らせることもできます。この場合、契約者は 22 歳になるまで受給開始年度を 1 年



毎に延期することができます。

学資金受給開始年度を延期する場合、契約者は元の開始年度の 8 月 31 日までに基金に連絡する必要があります。自動的に学資金受取人は 26 歳になるまで学資金を受け取る事ができるようになり、また、それは STI 委員会に出願することにより 28 歳まで延期することができます。STI 委員会の役割については 15 ページに説明されています。

契約者は、基金に現在の満期日より前に書面で連絡することにより、学資金受取人が 21 歳になるまで 1 年毎に満期日を延長することができます。契約者が満期日を延長すると新しい満期日に応じて受給開始年度も 1 年毎変更されます。

学資金の算出方法



全ての学資金は、学資金支払口座から支払われます。この口座は受給開始年度毎に分けられています。満期または解約によって契約者の口座から移された累積運用益は、そのプランの学資金受取人の受給開始年度に基づき共同管理されます。学資金受取人の受給開始年度が変更された場合、その学資金受取人の口座から学資金支払口座へ移された累積運用益は、学資金の算出前に変更前の年度枠から新しい年度枠に移動されます。

受給開始年度の初回学資金の算出は、該当する全てのプランが満期に達し、累積運用益がすべて学資金支払口座に移された後に行われます。学資金の算出は基金によって行われ、信託管理人によって承認されます。

各受取人に対する初回学資金は、次のような方法で算出されます。

- 学資金支払口座の該当する受給開始年度の累積運用益の総額を 4 で割ります
- 学資金受給資格のある学資金受取人のユニットの総数で割ります
- この金額に契約者が学資金受取人のために購入したユニット数を掛けます

第 2 回、3 回、4 回の学資金は累積運用益の残高をそれぞれ 3、2、1 で割り、後は上記と同様の算出方法で計算します。学資金受給資格を得ることができなかった学資金受取人の学資金口座の累積運用益は、同じ受給開始年度で受給資格をもつ学資金受取人に振り分けられます。

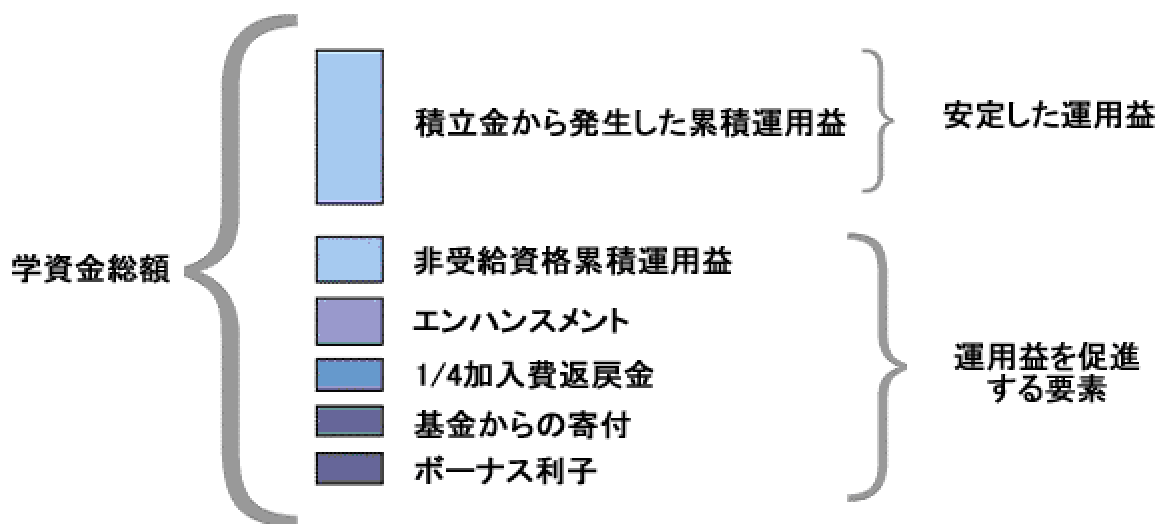
他の学資金受取人に振り分けられるこの額を非受給資格累積運用益と呼び、最終的な利回りが基本的な運用利回りより高くなる要因となっています。

学資金は次の 4 箇所からもその資金を得ることができます。

- エンハンスメント口座から支払われるその余剰金
- 1 ユニットにつき支払われた加入費の 1/4 相当額
- 基金の管理諸経費の余剰金がある場合、すべての学資金受取人に平等に割り当てられる基金からの寄付
- 契約者が満期後も信託管理人による運用を希望した場合の、満期後に発生するボーナス利子

次の図はどのようにして学資金が累積運用益の額より多く支給されるのかを表しています





学資金支給はかつて 10% もの利回りを提供してきましたが、過去の実績が将来の結果を保証するものではありません。学資金は将来の投資運用益、進学率、基金からの寄付金とその他の要素により変動します。

エンハンスメント口座

エンハンスメント口座は、より多くの資金源から資金を調達・蓄積し、受取資格を持つ学資金受取人が受け取る金額を増やす(エンハンスメントさせる)ことを唯一の目的としています。その資金源には次のものがあります。



- 学資金として直ちに支払われる必要のない学資支払口座の資金を運用した累積運用益
- 満期後もその運用益をエンハンスメント口座へ寄付することを選択した契約者の累積運用益
- 満期後、住所不明で基金から連絡が取れない契約者の口座の累積運用益
- 契約者またはその他の方々からの寄付金、助成金、遺贈金
- 該当する受給開始年度で資格のある学資金受取人に学資金が支給された後、学資支払口座に残った金額
- 学資金受取人へ直接支給されるのではなく学資金支給額をエンハンスするためになされた基金からの寄付金

基金は、エンハンスメント口座の資金をそれぞれの支給年度にどのように割り振るかその自由裁量によって決めることができます。

STI委員会

契約者と学資金受取人の利益の保護をさらに補完するものとして、契約者と基金との係争に関して調査し最終的に結論を下すことのできる独立した委員会があります。この委員会は、支給学資金、支給対象となる教育機関、支給対象となるコース、または受給開始年度の変更等、あらゆる契約者と基金の意見の食い違いについて最終決定を下すことができます。委員会は一連のガイドラインを設定し、このガイドラインは基金またはバミュダ担当官より入手することができます。



この独立した諮問機関の役員は信託契約の規定により任命されますが、役員の 3/5が、教育、金融、企業組織または代理店において重役、業務執行担当役人、教授、教員として現役勤務または退職者であることが要求されます。

STI 委員会のメンバーは次の通りです：

ジョナサン ダンロップ、バミューダ信託会社(HSBC)信託部門部長 — 議長

スーザン ネナディチ、OEF 顧客サービスディレクター

ステファン ルーベン、弁護士、アメリカニューヨーク州ニューヨーク市在住

オリバー ボハン、ビジネスオーナー、オーストラリアメルボルン市在住

基金は現在、委員会の最低人数を構成できるよう参加メンバーを最低1人求めています。

契約者によるプラン解約

契約者は、基金に解約の通知を書面で提出すれば、いつでもプランを解約することができます。下記のように、解約の主な理由 3 つがあります。

- 契約者が緊急にプランの資産を必要とするが、プラン資産を担保に借入れが不可能な場合
- 契約者が契約内容に満足できない場合
- 学資金受取人が進学を諦めるが、契約者は新しい学資金受取人の指定を希望しない、またはプランを譲渡する相手が居ない場合

契約日から 60 日以内にプランの解約通知が基金に届けられた場合、全ての積立金が返金されます。これ以降であれば、契約書に従って、契約者に積立運用金が返金されます。解約した契約者の累積運用益は、学資金支払口座に移され、同じ受給開始年度で資格のある学資金受取人たちに還元されます。

他の学資金受取人に割り振られ、契約者とその学資金受取人が失う累積運用益の額はかなり大きくなる可能性があるため、契約者はプランを解約する前に充分検討する必要があります。契約者は、解約から 2 年以内で且つ満期前であれば、元の契約で求められる積立運用金と累積運用益を支払えばプランを復活することができます。

契約者が本分書 12 ページに概略が述べられている加入費返戻特約(GRF プログラム)を選択している場合、契約者によるプランの解約では STI プランに付随する加入費返戻特約も自動的に解約扱いとなり、契約者は基金によって算出される加入費返戻特約料の一部の返戻を受けることができます。

年次レポートと年次口座計算書

各契約者は監査済み財務諸表を含む年次レポートと個別の口座に関する年次口座計算書を受け取ります。年次口座計算書では、信託契約の年度末である 9 月 30 日現在の口座別の収支を報告します。年次レポートと年次口座計算書、および財務諸表は、通常年次監査終了後の 11 月末または 12 月に電子メールにて契約者に送信されます。年次レポートと信託資産の監査済み財務諸表はプランウェブサイト www.stiplan.com にてダウンロードが可能です。(訳注: 菊池ファイナンシャル



グループは、年次レポート、財務諸表、および年次口座計算書サンプルの翻訳をウェブサイト www.kikuchigroup.com にて公開し、ダウンロードを可能にしています。)

契約の変更

基金と信託管理人が次のように判断する場合、基金と信託管理人は契約者または学資金受取人の照会無しに契約書の一部変更または修正をできることが認められています。

(a) 英国領バージンアイランドの法律、命令、規則、その他法令に従うものである

(b) 契約者または学資金受取人に実質的に不利な影響を与えない場合

その他の修正は会合で基金、信託管理人、そして契約者の同意が必要となります。基金または信託管理人が会合を招集する際、21 日以上前に契約者へ案内をしなければなりません。契約者は契約ユニット数分の票を投じる権利があります。本人の出席または委任状による契約者の 2/3 の同意を得て決議案が採択されます。

委譲

本契約は STI 委員会と信託管理人の承諾を得て、基金から他の団体に委譲されることがあります。また、本契約は信託管理人から英領バージン諸島もしくは同様な法域内で業務の継続を認められた団体に委譲されることもあります。

本契約は下記の場合を除き、契約者による委譲はありません。

- 契約者が死亡し、学資金受取人のために契約通り積立を続行する者への委譲
- 離婚による財産分与の結果として契約者の配偶者への委譲

契約者は、本契約に基づき新しい学資金受取人を指定し、その学資金受取人が家族ではない場合、一定の権利、具体的には積立運用金の返戻と解約の通知に関する権利を委譲することができます。

免責事項

1. マネーロンダリング(資金洗浄)

プランへの加入に伴い、契約者は高額な積立金を支払うことがあります。契約者は、申込書に署名する際、積立金は一切マネーロンダリングに関係しないことを保証しなければなりません。マネーロンダリングとは次のようなものを指します。

薬剤売買違反や財務不正に関係する行為、またはその他指定行為。薬剤売買違反行為とは、制限されている物質の生産、輸入、販売または分配、継続的な犯罪組織を構成する行為を行なうこと、麻薬器具の運搬を含む。財務不正とは、破産申告中の債権者、受益者、管理人、信託管理人、司法秘書官またはその他裁判所の役人からの資産隠蔽、破産申告手続きやその他破産法を犯す行為のための偽造証明作成、破産申告に関連する偽りの宣誓や主張の提供、汚職、貸付金調達のために金銭や物品を贈答すること、銀行資金や、その他の貸与、信用、保険制度の資金の盗難、横領、悪用、銀行や虚



偽金融機関のローンや信用貸付申込書に虚偽の記入をすること、郵送・送金・銀行・郵便強盗または盗難を含む。その他指定行為とは、偽造、スパイ行為、誘拐、人質、著作権侵害、虚偽申告による商品持ち込み、密輸、役人の管理下にある物品の持ち出し、不法な武器の輸出を含む。

2. アメリカ合衆国

この趣意書は、アメリカ合衆国居住者やその他法律によって禁じられている法域内の何人たりによるユニットの販売、あるいは何人たりへのユニットを販売する意を含みません。

3. 法律及び税法について

契約を検討する者はプランのユニットを購入する前に、税法、投資の適切性、また政府等他の承認が必要であるかどうか専門家に相談する必要があります。

4. バミューダ金融管理庁免責事項

バミューダ金融管理庁の認可は、プランの実績または信用度について金融管理庁が保証するものではありません。さらにこのような認可を与えたことにより金融管理庁がプランの運用実績または不履行、あるいは、表明されたいかなる意見や記述の正確さに対しても法的な責任を負うものではありません。



関係者リスト

取締役ならびに役員

代表取締役

トム オショネシー 公認会計士

PH 20 Edificio Pradeara
Calle 81 Este, Altos del Golf
Panama City, Panama

顧客サービス取締役

スーザン ネナディッチ

PH 20 Edificio Pradeara
Calle 81 Este, Altos del Golf
Panama City, Panama

取締役

チャールズ ボンガーズ

44 Brookview Ave.,
North York
Ontario, Canada

現在取締役は役員報酬を受け取っておりません。オショネシー氏とネナディッチ氏は基金の経営者および従業員として報酬を受けています。

事務所

英領バージン諸島

P.O.Box 173
Sea Meadow House
Road Town, Tortola
British Virgin Islands

トロント

The Exchange Tower, POBox427
130 King St. W. Suite 1800
Toronto, Ontario
Canada M5X 1E3

パナマ

PH 20 Edificio Pradeara
Calle 81 Este, Altos del Golf
Panama City
Panama



監査役

デロイト アンド トウシュ
Omer Hodge Building
Wickams Cay 1
P.O.Box 3083
Road Town, Tortola
British Virgin Islands

弁護士 - 英領バージン諸島

メープル アンド カルダー社
Box 173
Sea Meadow House
Road Town, Tortola
British Virgin Islands

バミューダ担当官/登録機関

レジナルド S. マイナーズ
55 St. Anne's Road
Southampton, Bermuda
SN02C

信託管理人/証券保管機関 - 英領バージン諸島

HSBC インターナショナル信託会社
Road Town, Tortola
British Virgin Islands

投資アドバイザー

バミューダ銀行 - HSBC グループメンバー
Compas Point
9 Bermudiana Road
Hamilton, Bermuda
HM11

弁護士 - バミューダ

ウェイクフィールド クイン
Chancery Hall
52 Reid Street
Hamilton, Bermuda
HM12

預金銀行

バミューダ銀行 - HSBC グループメンバー
6 Front Street
Hamilton, Bermuda
HM11



趣意書 改訂(日本版)

運営費

日本のお客様によりよいサービスを提供するために、オシオネシー・エジュケーション・ファンデーションは、日本総代理店である菊池ファイナンシャルグループに同意し、趣意書に説明されている加入費に加えて、運営費を徴収することにいたしました。費用は次の通りです。

2007年10月1日以前 : \$60/1口 (ユニット)

2007年10月1日以降 : \$90/1口 (又は) 1口当たり\$90

この運営費は、契約日から60日以内のプラン解約する場合を除いては、返金されません。

STI プラスプラン - オシオネシー・エジュケーション・ファンデーション提供



O'Shaughnessy Education Foundation

オシオネシー・エジュケーション・ファンデーションは、日本在住の STI プラン契約者を対象にして、大学等の学資金に加え、中等学校でも資金を提供するプログラムを提案します。通常、STI 学資積立プランでは、積立運用金は(満期金として)プラン満期後契約者に返戻され、学資金は大学等への進学年に応じて1年、2年、3年、4年の4回にわたり支給されます。

STI プラスプログラムは、契約者が満期日より前に積立運用金の返戻を受けることができるプログラムであり、日本の中等学校の費用に準じた額が2回に分けて支払われます。満期日より前に積立運用金の返戻を受けるための費用は2回の支払額に組み込まれています。2回の合計受取額は契約者が満期後に積立運用金を受取る場合の額より少なくなっています。

STI プラスプログラムを選択するには、下記の条件を満たす必要があります。

1. スチューデント トラスト インターナショナル プランの契約者であり、学資金受取人は加入時に6歳未満である
2. 受取人のために最低10ユニットのプラン申込みをしている
3. STI プラン契約日より60日以内に STI プラスプログラム申込への署名がおこなわれる
4. 契約者は STI プラン積立運用金を満期日または解約時に無条件で OEF に譲渡することに同意する
5. 契約者が契約書に規定されている期日より満期日または学資金受取年を早める場合には、契約者は OEF に調整額を支払うことに同意する
6. 申込時における契約者の居住地は日本である

STI プラスプログラムは、STI プラン契約者に中等学校教育の費用に備えてユニットに応じ資金を2回に分けて前払いするプログラムです。第1回目の支払いは STI 学資積立プラン契約の満期日からちょうど6年前に行なわれます(通常お子様の12歳時)。第2回目の支払いは満期日からちょうど3年前(通常お子様の15歳時)に行なわれます。これらの支払に際し、受取資格の確認手続きは不要です。契約者は支払日が近づきましたら資金の送金先をご連絡ください。

OEF が支払う1ユニット当たりの前払い金額は、下記の一覧表の通りです。



年齢	積立方法	満期日より6年前に 支払われる前払い金額	満期日より3年前に 支払われる前払い金額
0歳	一括積立	\$191	\$254
0歳	5年払い	\$226	\$301
1歳	一括積立	\$210	\$280
1歳	5年払い	\$257	\$342
2歳	一括積立	\$232	\$309
2歳	5年払い	\$289	\$385
3歳	一括積立	\$256	\$341
3歳	5年払い	\$325	\$432
4歳	一括積立	\$282	\$376
4歳	5年払い	\$364	\$485
5歳	一括積立	\$312	\$415
5歳	5年払い	\$416	\$554

この中等学校のための支払いに代わり、契約者は積立運用金を満期時に OEF へ譲渡する旨同意が必要となります。

この積立運用金(満期金)の譲渡は、契約者、OEF および信託管理人との間で締結されたスチューデント トラスト インターナショナル プラン契約内容を変えるものではありません。受取人は大学・短大等への進学に応じて最高4回の学資金を受給する資格を有しています。

契約者が STI 学資積立プランを解約した場合、STI プラスプログラムも自動的に解約扱いとなります。第1回目の前払い以前に STI プラスプログラムを解約した場合には、OEF に譲渡した積立運用金(満期金)から、1ユニットにつき\$10を差し引かれた額を受取り、第2回目の前払いの前であれば、第2回前払い額を OEF から受取ります。第2回前払い後の解約は、追加の支払いもなく、積立運用金(満期金)は OEF に保留されます。

契約者が満期日または学資金受給年を早める際には、プランへの追加利子の支払いをおこない、追加利子の支払いを行なうことを OEF に約束します。契約者がこの方法に従わないときには、OEF は積立運用金(満期金)の譲渡を強制し、また STI 学資積立プラン契約より契約者を解約させる権利を有します。

加入費返戻特約に関しては STI プラスプログラムによる影響はなく、全く個別に機能しています。しかし契約者が前述記載の行為を行い、STI 学資積立プラン解約となった場合には、加入費返戻特約プログラムも自動的に解約となります。

